

令和4年8月22日

一般社団法人広島県医師会会長様  
一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
一般社団法人広島県病院協会会長様  
一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
広島県保険医協会理事長様  
公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
医療介護基盤課

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）

このことについて、令和4年8月2日付け医政発0802第13号及び薬生発0802第2号で、厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、当該通知の内容について御了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

担当 医療施設グループ  
電話 082-513-3056(ダイヤルイン)  
(担当者 宮田)